

●納税義務者の住民票が和歌山市にない場合の

申告時に必要な書類

- 住民票（できれば世帯全員のもの）
又は免許証（住民票住所と同一のもの） 1 通
- 学生証等 1 通
- 請願書 1 通
（右記の様式に納税義務者本人が記載）
- 賃貸契約書のコピー等 1 通
（納税通知書の送り先を定置場住所にする場合のみ必要）

請 願 書

令和 年 月 日

住民票の住所

定置場住所

氏名

学校・会社名等

納税通知書の送り先 住民票住所 ・ 定置場住所
（いずれかに○をする）

私は、定置場を和歌山市外に移すときは、必ず
標識（ナンバープレート）を和歌山市に返却し、廃車の
手続きをします。

また、今回申告する住所に変更があった場合は、必ず
和歌山市市民税課に連絡します。